

公開買付制度・大量保有報告制度に関する改正政府令等、公布

— 金融庁

去る7月4日、金融庁は2024年5月15日に成立した「金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律」(令和6年法律32号)に伴う次の改正政令・内閣府令を公布した (<https://www.fsa.go.jp/news/r7/shouken/20250704/20250704.html>)。

・政令：「金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」
 ・内閣府令：「発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」

また、あわせて公開買付開示ガイドライン等の関連するガイドライン・Q&Aも改正されている。主な内容は以下のとおり。

公開買付制度の見直し
 (1) 公開買付制度の対象となる取引範囲の見直し

公開買付けの適用除外となる買付け等の範囲について見直しを行う。また、いわゆる30%ルール

の対象から除外される僅少買付け等の基準を、買付け等により増加する所有割合が0.5%未満(その前6カ月間に他に買付け等を行っている場合を除く)とする(公開草案では1年間で議決権増加割合1%未満であった)。

(2) 形式的特別関係者の範囲の見直し

市場内取引(立会内)を規制対象としたことに伴い、形式的特別関係者の範囲から、買付者の親族ならびに買付者が特別資本関係を有する法人等および買付者に対して特別資本関係を有する法人等の役員を除外する。

その他、公開買付期間中に対象者が配当を行う場合等に公開買付価格の引下げを可能とするなどの公開買付手続の柔軟化、公開買付届出書等の記載事項の

明確化等がされている。

大量保有報告制度の見直し

(1) 企業と投資家の対話の促進に向けた規定の整備等

「共同保有者」に該当しないこととなるための要件の1つである「個別の権利の行使ごとの合意」の具体的内容を定め、重要提案行為等の範囲を明確化する。

(2) みなし共同保有者の範囲の見直し

役員兼任関係や資金提供関係など、一定の外形的事実がある場合をみなし共同保有者に追加する。

その他、現金決済型エクイティ・デリバティブ取引に関する規定の整備や、大量保有報告書の記載事項の明確化等がされている。

適用時期

政令は一部を除き、内閣府令、ガイドライン等はすべて、2026年5月1日から施行適用される。

会計

後発事象会計基準等の公開草案、公表

— ASBJ

去る7月3日、企業会計基準委員会、第550回企業会計

基準委員会を開催した。主な審議事項は以下のとおり。

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
8月12日(火)まで (10日が日曜日、11日は祝日のため)	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(令和7年7月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税の額を含む。
9月1日(月)まで (8月31日は日曜日のため)	② 法人の確定申告、納付、延納の届出(令和7年6月期分) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税 ③ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人(令和7年5月期) 2カ月延長法人(令和7年4月期) ④ 消費税・地方消費税の確定申告(1カ月ごと)(6月期) ⑤ 消費税・地方消費税の確定申告(3カ月ごと)(3月、6月、9月、12月期) ⑥ 法人の中間申告(半期・12月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑦ 消費税・地方消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(6月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(3月、9月、12月期)	②～⑦ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。 ④、⑤ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。

後発事象に関する会計基準

JICA 監査基準報告書 560 実務指針 1号「後発事象に関する監査上の取扱い」を ASBJ に移管するにあつての企業会計基準公開草案 87号「後発事象に関する会計基準（案）」等について審議が行われ、委員全員の賛成によつて公表議決された（7月8日公表。コメント期限は9月12日。https://www.asb-jip.jp/project/exposure_draft/y2025/2025-0708.html）

金融資産の減損

金融資産の減損プロジェクトにおける審議が行われた。第241回金融商品専門委員会（2025年7月20日号（No.1749）情報ダイジェスト参照）で審議されたテーマと同様に、財務諸表以外の開示への参照、期中期間の簡便的な会計処理、補足文書の文案について審議された。委員からは、おおよそ賛成意見が聞かれた。

法人税等会計基準等の見直し

法人税等会計基準の見直しについて、第95回税効果会計専門委員会（2025年7月20日号（No.1749）情報ダイジェスト参照）と同様のテーマが審議された。

「課税対象利益を基礎とする

税金」には該当しない税金は、

税引前当期純利益より上の表示区分に表示する定めを明記し、住民税（均等割）を『課税対象利益を基礎とする税金』に該当しない税金の例として明記する」との事務局案が示された。

また、この取扱いの経過措置として、一定の場合、現行の取扱いを一定期間（たとえば、3年）適用することができると定めを設けるとする事務局案が示された。

委員から、経過措置について「不要では」、「現行の取扱いを恒久的なオプションとしては」とさまざまな意見が聞かれた。バーチャルPPAに係る会計上の取扱い

実務対応報告公開草案70号「非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計処理に関する当面の取扱い（案）」についてのコメント対応が検討された。第169回実務対応専門委員会（2025年7月20日号（No.1749）情報ダイジェスト参照）と同様のテーマについて審議が行われた。

(1) 制度変更への対応

公開草案時には、グループの親会社が調達した非化石価値をグループ内の他社に融通する例

経理に「効く」法律雑学

合理的な待遇差とは？

弁護士 白川 敬裕

会社のなかに正社員とパート社員がいる場合、同じ条件で同じ仕事をしているなら、賃金に不当な差を設けるべきではありません。そのような考えから、いわゆる「同一労働同一賃金」が法律の各所に設けられています。

たとえば、いわゆるパートタイム・有期雇用労働法（短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用の管理の改善等に関する法律）には、正社員とパート社員との間に不合理な待遇の差を設けてはならない旨が定められています。実際の条文には次のように書かれています。

（不合理な待遇の禁止）
第8条 事業主は、その雇用する短時間・有期雇用労働者の基本給、賞与その他の待遇のそれぞれについて、（略）通常の労働者の待遇との間において、（略）不合理と認められる相違を設けてはならない。

「差」が不合理で、どの程度の差なら許されるのでしょうか。具体的なことは法律に書かれていません。

そこで、行政（厚生労働省）が「同一労働同一賃金ガイドライン」を作つて、「いかなる待遇差が不合理なものであり、いかなる待遇差は不合理なものでないのか、基本的な考え方と具体例を示しています。」

ガイドラインには確かに「問題となる例」、「問題とならない例」が書かれているのですが、「まあ、それはそつだよね…」という比較的わかりやすい典型例がほとんどです。次はガイドラインの例ですが、筆者が要約しています。

【問題とならない例】
「能力向上のためのキャリアコースを選択して、能力を習得した」正社員と、その能力を習得していないパート社員で、基本給に差を設けている。

【問題となる例】
「経験を有する」正社員と、その経験を有しないパート社員で、基本給に差を設けているが、その経験は現在

の業務に関連性をもたない。

会社とパート社員との間で、不合理な待遇の差なのか、そうでないのか、見解が対立すれば、最終的には裁判所に判定してもらうこととなります。

裁判所は、不合理な待遇差なのかを、どのようにして判定するのでしようか。大事なポイントは、その待遇の「目的」にあります。

たとえば、「基本給」は、「労働の対価として支払われる」という目的があります。

ですから、同じ労働であれば、基本給に差を設けることは不合理になりやすい、といえます。

これに対し、「賞与」は必ずしも労働の対価とはいえませんから、その目的によっては「不合理ではない」と判定されるケースが出てきます。

最高裁は、ある大学の事務員に支給されていた「賞与」の目的を「正職員としての職務を遂行し得る人材の確保・定着を図ることなどにあつた」と認定し、正職員とアルバイト職員の差を「不合理ではない」と判定しました（令和2年10月13日最高裁判所第三小法廷判決）。

外的な取扱いを認めるか否かが検討中であり、本年4月、非化石価値を取得した会社の会社法上の子会社に加え、会社計算規則上の関連会社が融通先とされることが確定した。これを受けた事務局修正案が示された。

(2) 非化石価値の定義

公開草案に寄せられた、「非化石価値」の定義が「エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」に定義する「非化石エネルギー源」の定義に矛盾しているとのコメントを踏まえた事務局案が示された。

委員から特段異論は聞かれなかった。

国際会計

SASBスタンダードと関連するIFRS S2号の修正案、公表

—ISSB

去る7月3日、国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)は、次の2つの公開草案(以下、「本公開草案」という)を公表した。コメント期限は、11月30日。

- ・SASBスタンダード公開草案「SASBスタンダードの修正案」(Exposure Draft: Proposed Amendments to the SASB Standards)
- ・IFRSサステナビリティ開示基準公開草案「IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンスの修正案」(Exposure Draft: Proposed

Amendments to the Industry-based Guidance on Implementing IFRS S2

本公開草案の概要

本公開草案は、主に次の修正案を提案している。

- ・優先度が高い9つの産業(採掘・鉱物加工セクターの8産業および加工食品)についてのSASBスタンダードの包括的な見直し
- ・それ以外の41の産業におけるSASBスタンダードの一部(GHG排出、エネルギー管理、水管理、労働慣行、従業員の

健康・安全)について整合性を確保するための改正

・優先度が高い9つの産業およびそれ以外の41の産業のうち37産業についてのSASBスタンダードに含まれる気候関連の内容と整合性を保つためのIFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンスの改訂

ISSBは、本公開草案の作成にあたり、GRI、EFRAG、TNFDを含む各界の関係者との連携により得た情報も踏まえ、SASBスタンダード以外の基準・フレームワークとの相互運用性(interoperability)とSASBスタンダードの国際的な利用可能性に特に注意を払ったとしている。

今後の動向

今般の意見募集はIFRS財団のグローバルな関係者がSASBスタンダードについて包括的なインプットを行う最初の機会として位置づけられており、ISSBは本公開草案に寄せられた意見を踏まえて2026年に改正を最終化することを計画している。

経理用語の豆知識



サステナビリティ基準の一般開示基準

サステナビリティに関して一般開示基準では、①ガバナンス、②戦略、③リスク管理、④指標及び目標を開示しなければならない。

①ではガバナンス機関の名称または責任を負う個人の役職名、サステナビリティ関連のリスクおよび機会をどのように考慮しているか、また、関連する目標の設定をどのように監督し、モニタリングしているか等について開示しなければならない。②では企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスクと機会、ビジネス・モデルおよびバリューチェーンに与える影響、財務的影響等について開示しなければならない。③ではサステナビリティ関連のリスクを識別、評価、優先づけし、モニタリングするために用いるプロセスおよび関連する方針に関する情報を開示しなければならない。④ではサステナビリティ開示基準が要求している指標、モニタリングするために用いている指標等を開示しなければならない、とされている。



訴訟事件等に係る顧問弁護士への質問書

監査人は、識別した訴訟事件等に関する重要な虚偽表示リスクを評価する場合または実施した監査手続によって重要な訴訟事件等が存在する可能性があるかと判断した場合には、企業の顧問弁護士と直接コミュニケーションすることが求められている。その手段として、顧問弁護士への質問書の送付および顧問弁護士との面談がある。

受領した文書は、監査人が、訴訟事件等に関する企業の会計処理および情報開示の妥当性を確かめるための主たる手段となると考えられる。そのため、監査人は訴訟事件等のリスクに対する経営者の方針や処理の適否を判断するにあたり、顧問弁護士へ送付した質問書に対する回答を有力な監査証拠として利用し、当該リスクに係る監査上の評価を行うことが適切である。監査人は、訴訟事件等にリスクに対する経営者の見解と顧問弁護士の見解とを比較考量のうえ、当該リスクが財務諸表に与える影響が適切に反映されているか判断する。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考
2025年7月7日	MBOや支配株主による完全子会社化に関する上場制度の見直し等に係る有価証券上場規程等の一部改正	東証	経済産業省が2019年に公表した「公正なM&Aの在り方に関する指針」の枠組みがより実効的に機能していくよう、MBOや支配株主による完全子会社化等に関する企業行動規範の遵守すべき事項について、所要の見直しを行うもの。あわせて、上場会社として必要なIR体制の整備を求める見直し等も行う。施行日は7月22日。 https://www.jpx.co.jp/rules-participants/rules/revise/um3qrc000001o3n5-att/gaiyo.pdf
2025年7月9日	令和7年度 税制改正の解説	財務省	令和7年度税制改正に関する内容を主税局担当者が税目ごとに解説するもの。リースに関する会計基準等への対応、防衛特別法人税の創設、軽課税所得ルール(UTPR)および国内ミニマム課税(QDMTT)の法制化などについて解説されている。 https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2025/explanation/index.html

金融

ブルガリアのユーロ導入と政策裁量の代償

EUの閣僚理事会は7月8日、ブルガリアのユーロ導入を承認した。2026年1月1日から自国通貨レフに代わって、ユーロが法定通貨として流通する。ユーロ圏としては21カ国目の加盟となる。欧州中央銀行(ECB)と欧州委員会は6月の

評価報告で、ブルガリアが物価安定、財政均衡、為替安定、金利安定の4基準を満たしたと結論づけていた。換算レートは1ユーロ=1.95583レフに決定され、法的整備が完了した。ブルガリアの通貨は、すでに事実上ユーロにペッグされており、金融政策の独立性を長らく放棄してきたが、今回の加盟で正式にECB理事会にも加わることとなる。ブルガリア政府はユーロ導入により投資促進や観光業の利便性向上を期待している。実際、バルカン半島に位置する同国は、比較的安価な労働力と地理的優位性を武器に製造業の誘致を進めてきた。通貨統合により両替コストの削減や為替変動リスクの低下が見込まれ、対外的な信頼性の向上にも

つながると考えられている。現在、預金は導入当日にユーロへ自動換算される予定になっている。ただ、ユーロ導入は利点ばかりではない。ブルガリアはEU域内では所得水準の低い小国であり、金融政策を主導する立場にはない。ECB理事会の意思決定に参加することで発言権を得る一方、自国経済の事情と乖離した政策運営を受け入れざるを得ない場面も想定される。たとえば今後、ユーロ圏でインフレ再燃があった場合、利上げが再開される可能性もあるが、それが同国の国内需要をさらに圧迫するような事態となれば、政策の柔軟性を失った代償が浮き彫りとなる。また、金融政策の共通化が進めば進むほど、過去の南欧諸国やバルト諸国のように加盟国間での経済格差が政策対応に与える影響も大きくなる。

ブルガリアにとっても、今後の金融政策が国内景気と必ずしも合致しない可能性もあり、域内政策の影響をいかに吸収していくかが問われることになりそうだ。

証券

トランプ関税問題の推移と株価の変動

4月にトランプ米大統領が発表した「相互関税」は、課税対象範囲の広さ、関税率の高さによって世界の株式市場に大きなショックを与えた。相互関税は貿易相手国に対してまず基本税率10%を課し、それに各国の対米関税の現状に応じた上乘せ部分を課すものであった。日本の相互関税は基本税率10%に上乘せ分14%を加えた24%とされたのである。

相互関税の発表は世界の株価下落、米長期金利の急騰、米ドルの全面安という金融市場のトリプル安を招いた。このため、トランプ氏は相互関税の発動日に、関税上乘せ分については発効を90日間停止させ、その期間に米国は各国と関税や貿易の問題を協議することを表明した。90日間の上乗せ税率発効停止が発表されると、世界の株価は猛反発して、急落分の大半を一気に取り戻した。トランプ氏の強硬姿勢が案外早く是正されたことに安心感が広がったこと、多くの国が10%の関税であれば何とかやっていけると考えたの

であろう。しかし、90日の停止期間で、米国との関税、貿易交渉がまとまる国は少ない。日本を先頭に国益を守ると称してねばり腰を發揮し、米国の要求に従わない国がほとんどである。期日までに交渉が妥結したのは、イギリス、ベトナムの2カ国だけとされている。

90日の停止期限がきても、交渉のまとまる国が少ないことに業を煮やしたトランプ氏は相互関税を見直し、関税率を微調整した。日本の関税は24%から25%へ引き上げられた。そして、調整分の発効は8月1日からとし、これ以上の発効停止はないとした。20日間の発効停止とはいえ、どの国にとっても、トランプ関税は重荷のほずである。ところが、世界の株式市場はトランプ氏の修正関税率が公表された日、株価上昇で応えた。ただし、米市場だけは若干下落となった。世界の株式市場は目の前の関税問題を甘くみているのではなからうか。